

「温室効果ガスの人為的排出と吸収の均衡が達成された社会」
「原発に依存しない新しいエネルギー社会」を目指します。

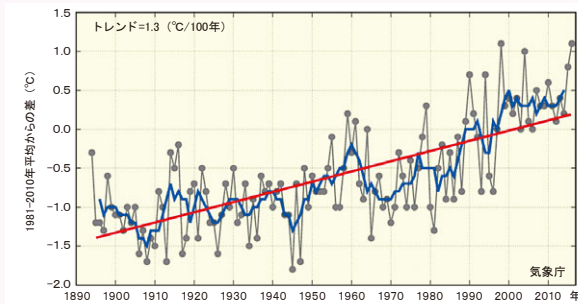
<現況>

■地球温暖化と温室効果ガス排出の状況

産業革命以降、化石燃料を大量に消費してきたことにより、現在の大气中の二酸化炭素（温室効果ガスのうち最も代表的なガス）濃度は、産業革命以前の平均値と比べ約42%増加しています。

大气中の温室効果ガス濃度が高くなると、地球温暖化が進行します。世界の年平均気温は、100年あたり約0.72℃の割合で上昇しており、特に1990年代半ば以降、高温となる年が多くなっています。また、日本では約1.19℃、本県では約1.3℃の上昇となっています。（図表20）

図表20 彦根の年平均気温の経年変化



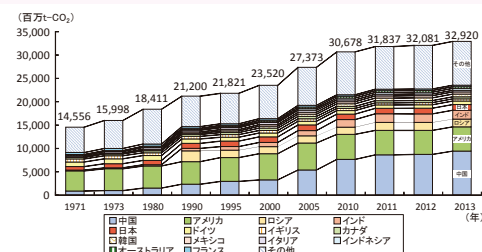
細線(黒)：各年の平均気温の基準値※からの偏差
太線(青)：偏差の5年移動平均 直線(赤)：長期的な変化傾向
※基準値は1981～2010年の30年平均値 彦根地方気象台提供

地球温暖化の原因の一つである二酸化炭素の世界全体の排出量は、人口増加や経済成長により増加し続けています。（図表21）

一方、県域の温室効果ガス排出量は、東日本大震災の影響により電気の二酸化炭素排出係数（単位消費電力量あたりの二酸化炭素排出量）が上がったことなどをを受け、2012年度（平成24年度）には1,429万t-CO₂まで増加しましたが、それ以降は減少に転じています。（図表22）

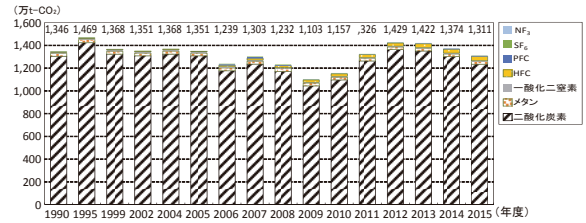
本県における二酸化炭素排出量は、産業・業務・家庭・運輸部門からの排出量が全体の約98%を占めており、このうち産業部門からの排出量が一番多くなっています。また、部門別の二酸化炭素排出量の推移およびエネルギー消費量の推移とも、産業部門および運輸部門では1990年度（平成2年度）比で減少しているものの、家庭部門および業務部門は増加しています。（図表23、24、25）

図表21 世界の二酸化炭素排出量の推移

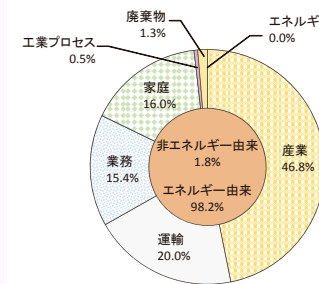


出典：EDMC「エネルギー・経済統計要覧2011、2015、2016」

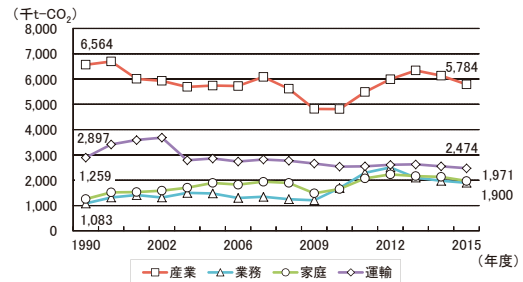
図表22 県域の温室効果ガス排出状況



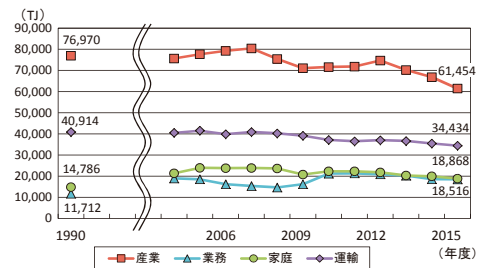
図表23 県域の部門別二酸化炭素排出量割合(2015年度)



図表24 県域の部門別二酸化炭素排出量の推移



図表25 県域の部門別エネルギー消費量の推移



■地球温暖化に対する世界や国の動向

地球温暖化に関する国際的な研究機関である「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の第5次評価報告書によると、どのような仮定（シナリオ）を当てはめても、21世紀末の気温は現在よりも上昇すること、また、シナリオによっては最大4.8℃の気温上昇となることが示されています。さらに、同報告書では、「人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の主な原因であった可能性がきわめて高い」と指摘しています。

このような中、地球温暖化問題は世界的な対応が進められており、2015年（平成27年）12月には、2020年以降の地球温暖化対策の新たな枠組みである「パリ協定」が国連気候変動枠組条約第21回締約国会

議（COP21）で採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として、気温上昇を産業革命前と比べ2℃未満に抑える「2℃目標」の設定とともに、1.5℃に抑える努力を追及することに言及しています。また、各国で実効ある対策を講じることを求めています。

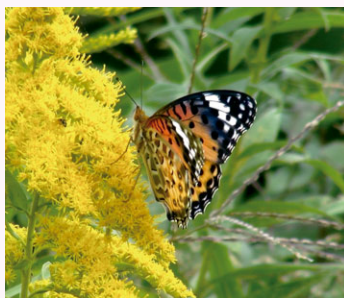
日本においては、このパリ協定を批准し、2016年（平成28年）5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

＜課題および今後の取組＞

■本県における地球温暖化の影響

年平均気温の上昇にとともに、本県においても、それによる影響が県域全体に様々な形で現れています。水稻においては、白未熟粒や胴割粒といった外観品質の低下、自然生態系においては、県内ではあまり見られなかった南方系のツマグロヒョウモン（蝶）の増加が見られます。また、琵琶湖においては、暖冬であった2006～2007年（平成18～19年）と2015～2016年（平成27～28年）に全循環の遅れが発生しています。

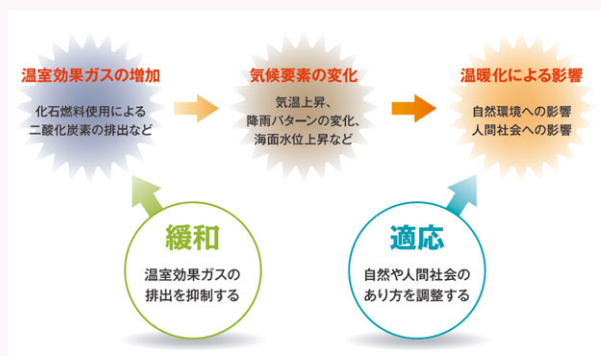
本県の年平均気温は、将来気候で約2.9℃の上昇が予測（「地球温暖化予測情報第8巻（気象庁、平成25年）」に基づく気候予測）されており、今後、感染症の原因となる蚊やダニなどの分布可能域が変化することによる感染症リスクの増加、渇水被害の発生など、さらに深刻な影響が現れることも考えられます。



ツマグロヒョウモン

■「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」の改定

このような中、本県では、2012年（平成24年）に策定した「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」を2017年（平成29年）3月に改定しました。この中で、温室効果ガス削減目標についても見直しを図り、「2030年度において、2013年度比23%減の水準を目指す」と設定しました。また、気候変動の影響を不可避として、自然や人間社会のあり方を調整する「適応策」を新たに位置づけ、温室効果ガス排出抑制を目指した「緩和策」とともに、温暖化対策の両輪として取り組んでいくこととしました。



緩和策と適応策

出典：環境省「温暖化から日本を守る 適応への挑戦2012」

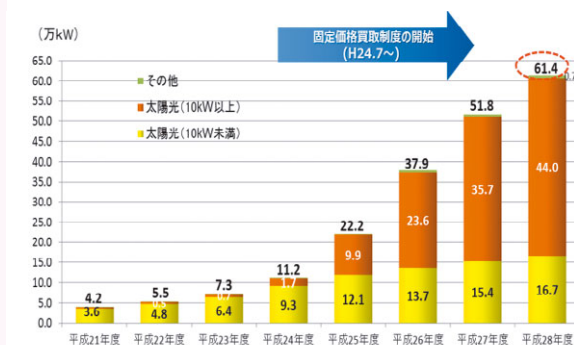
■「しがエネルギービジョン」の策定

低炭素社会・省エネルギー型社会への転換のためには、県民、事業者等の省エネの取組をより一層進めるとともに、必要となるエネルギーについては、再生可能エネルギーの導入促進やエネルギーの効率的な活用の推進等を図っていくことが必要です。（図表26）

本県では、エネルギーを巡る新たな状況変化に的確に対応しながら、「原発に依存しない新しいエネルギー社会」の構築に向けた長期的、総合的かつ計画的なエネルギー政策を推進するため、2016年（平成28年）3月に「しがエネルギービジョン」を策定しました。

これにより、現世代はもとより、将来世代も持続的に実感できる「新しい豊かさ」をエネルギーの分野から実現するため、原発に依存せず、「社会」「環境」「経済」の各側面からの要求をも同時に満たす、持続可能な新しいエネルギー社会を創造し、地域主導によるエネルギーシフトに向けたローカル・イノベーションを創出します。

図表26 再生可能エネルギー発電設備の導入状況(累積ベース)



※平成23年度まではJ-PEC等データ、平成24年度は関西電力提供データ等、平成25年度以降は資源エネルギー庁のFIT公表データを使用。

■県民や事業者に期待される取組

低炭素社会・省エネルギー型社会の実現には、県民や事業者など、すべての主体が「自分ごと」として捉え、積極的に参画する必要があります。そのため、「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」および「しがエネルギービジョン」には、県民や事業者等に期待される取組例についても示しています。

さらに、県民には適応策の実践（既に現れ始めている影響への対処）、事業者には自社の事業活動における気候リスク管理とともに、適応をビジネスの機会とした製品・サービスの展開などが求められます。

県では、県民や事業者等へ普及啓発等により情報提供を行うことで、理解を深めてもらうとともに、取組を進めていただく環境づくりを行っていきます。

低炭素社会づくりに向けた条例と計画

<温暖化対策課>

● 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例

「持続可能な滋賀社会」の実現に向けて、低炭素社会づくりを進めていくためには、いずれ枯渇する化石燃料に依存しない社会づくりを進めていく必要があります。

そのための道筋は決して平坦ではありませんが、低炭素社会づくりに先駆けて取り組むことにより、環境関連産業の発展や雇用の創出が期待できるなど、地域経済を活性化することが可能となります。

こうしたことから、本県では環境と経済の両立を掲げ、持続可能な社会の構築に寄与し、あわせて地球温暖化の防止に資することを目的として、平成23年（2011年）3月に「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」（低炭素社会づくり推進条例）を制定し、平成24年（2012年）4月に完全施行しました。

条例は、低炭素社会づくりを進めていくための制度的な枠組みを定めるものであり、県民、事業者、県などの責務を定めるとともに、これら様々な主体の様々な分野における取組について規定しています。

◆ 低炭素社会づくり推進条例の構成

基本事項	
第1章 総則	○ 目的、基本理念 ○ 県・事業者・県民等の責務
各主体・各分野における取組・施策	
第2章 県による基本的施策等	○ 低炭素社会づくりに関する計画、指針の策定 ○ 県の率先実施
第3章 事業活動に係る取組	○ エネルギー使用量の把握、省エネ機器の使用等 ○ 事業者行動計画制度
第4章 日常生活に係る取組	○ エネルギー使用量の把握、省エネ機器の使用等 ○ 低炭素地域づくり活動計画
第5章 建築物・まちづくりに係る取組	
第6章 自動車等に係る取組	○ アイドリングストップ等 ○ 自動車管理計画制度
第7章 森林の保全・整備等	第8章 農業・水産業に係る取組
その他	
第9章 雑則	○ 顕彰 ○ 調査、勧告、公表

■ 取組を推進する上での基本理念

低炭素社会づくり推進条例では、基本となる考え方を、4つの基本理念として定めています。

この基本理念は、次の「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」においても、計画の基本方針として定めています。

- 基本理念1** 社会経済構造の転換
- 基本理念2** あらゆる者の主体的・積極的な参画
- 基本理念3** 様々な分野における取組の総合的な推進
- 基本理念4** 環境保全と経済発展の両立

● 滋賀県低炭素社会づくり推進計画

本県では、「地球温暖化対策推進法」および「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」に基づき、平成24年（2012年）3月に「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」を策定し、低炭素社会づくりの実現に向け、必要な施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

本計画の策定から5年経過したこと、また、地球温暖化に対する世界や国の動きに対応するために、平成28年3月策定の「しがエネルギービジョン」を踏まえ、平成29年3月に本計画を改定しました。

トピックス

TOPICS

「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」の改定

<温暖化対策課>

改定した本計画の概要は、次のとおりです。

【目指すべき将来像】

今世紀後半に温室効果ガスの人為的排出と吸収の均衡が達成された社会（脱炭素社会）を目指し、2030年度の「低炭素社会の実現」に向けて取り組む。

【温室効果ガス排出量削減目標】

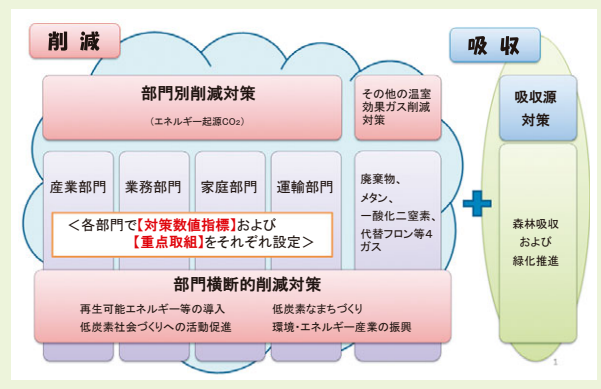
排出削減・吸収量の確保により、2030年度において、2013年度比23%減^(※)の水準を目指す。

※国の計画における電源構成に基づいた場合は29%減

【改定要点】

- エネルギー起源CO₂の部門別削減対策の部門を「産業」「業務」「家庭」「運輸」とし、部門ごとの対策による効果を“見える化”するために、「対策数値指標」を設定。
- 気候変動の影響を不可避として、自然や人間社会のあり方を調整する「適応策」を新たに位置づけ、これまでの温室効果ガス排出抑制を目指した「緩和策」とともに、温暖化対策の両輪として取り組む。

（緩和策）取組の体系イメージ



「産業部門」「業務部門」の施策

<温暖化対策課>

● 低炭素社会づくり推進条例に基づく事業者行動計画書制度

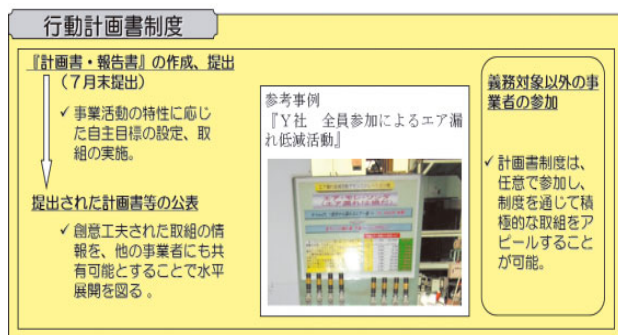
<温暖化対策課>

低炭素社会づくりを進めていくためには、県だけではなく、県民や事業者など、あらゆる主体が積極的に取組に参画することが必要となります。

特に、事業者については、自社の排出削減のみならず、省エネ製品等の生産により使用段階での温室効果ガスの排出削減に貢献するなど、その事業活動が低炭素社会づくりに大きな役割を担っています。

低炭素社会づくり推進条例では、事業者のこうした取組の計画および実施状況を県に報告していただき、それを県が公表することなどにより、事業者を社会的に応援し、低炭素社会づくりに向けた気運を醸成していくため、「事業者行動計画書制度」を定め、平成24年度から運用しています。

◆ 事業者行動計画書制度と顕彰制度



さらなる応援として・・・

顕彰の実施

✓ 事業者行動計画書制度において、他の参考となる優れた取組について選定し、表彰する。

■ 滋賀県低炭素社会づくり賞(事業者行動計画書部門)

事業者行動計画を提出された事業所のうち、事業活動における温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組んでいる4事業所を、「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」に基づき表彰しました。



<平成28年度受賞事業所> (※50音順)

ダイハツ工業株式会社 滋賀(竜王)工場 (竜王町)

TBカワシマ株式会社 (愛荘町)

トヨタ紡織滋賀株式会社 (甲賀市)

株式会社日立建機ティエラ生産本部 (甲賀市)

● 低炭素社会に対応する企業活動への支援

<温暖化対策課、エネルギー政策課>

省エネ製品や太陽光発電などの創エネ製品などの生産・普及は、低炭素社会づくりを進める上で重要です。

本県では、製品やサービスの提供を通じて他者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する事業活動を定量的に評価する手法を確立し、その普及を図ることで、低炭素社会づくりに貢献する事業者を応援しています。

また、事業者自らの温室効果ガス排出量削減に関して、本県では具体的な取組として、中小企業者等の計画的な省エネ行動を支援するため、省エネ設備の改修や省エネ診断を受けるための専門家の派遣に対して支援を行っています。

さらに、オフィスにおける温室効果ガス排出削減対策を推進するため、関西広域連合と連携して適正冷暖房および夏冬エコスタイル、節電や節水、グリーン購入などの省エネルギーの推進に取り組む「関西エコオフィス宣言事業所」の拡大、取組の定着に努めています。

「家庭部門」の施策

<温暖化対策課>

● 地球温暖化防止活動推進センター

温室効果ガスの排出削減のためには、1人ひとりがその重要性を認識して生活様式を見直していくことが大切です。そのための普及啓発を強化、推進するため、地球温暖化対策推進法に基づき、平成12年(2000年)10月に(公財)淡海環境保全財団を滋賀県地球温暖化防止活動推進センターに指定しました(平成28年(2016年)2月再指定)。気づきと行動のための拠点である推進センターでは、主に家庭を対象として、地球温暖化防止に関する啓発・広報活動や相談・助言、地球温暖化防止活動推進員の活動支援などを行っています。

住所：草津市矢橋町字帰帆2108

((公財)淡海環境保全財団内) 電話：077-569-5301

● 地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策推進法に基づき、知事は地球温暖化対策に関する普及啓発や地球温暖化防止活動の推進に熱意と識見を有する方を滋賀県地球温暖化防止活動推進員として委嘱しています。平成30年(2018年)1月末現在、96名の推進員の皆さんに学校や団体での講座の開催、イベントなどでの普及活動に取り組んでいただいています。

「運輸部門」の施策

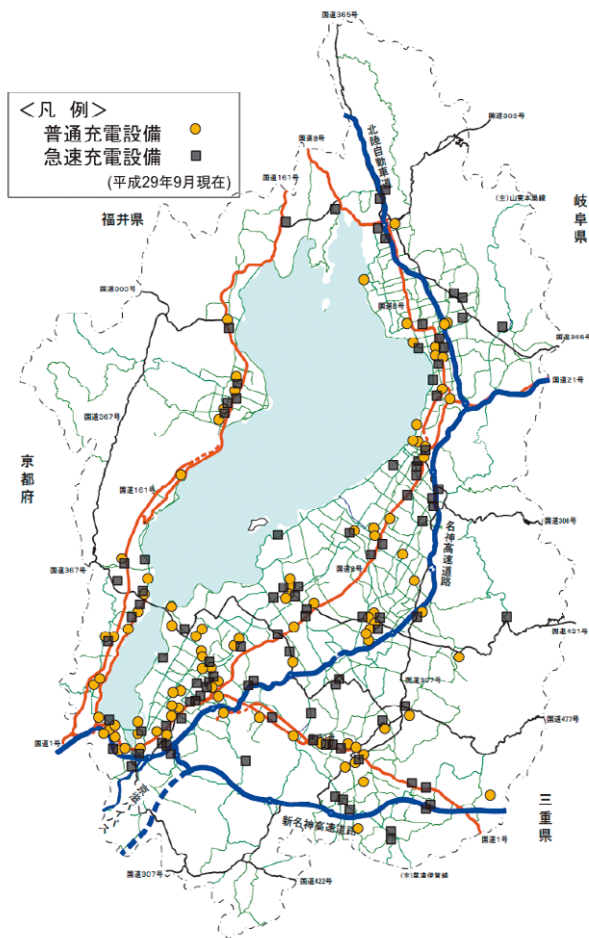
<温暖化対策課>

●次世代自動車等の普及促進

■電気自動車等の普及

毎年10月に開催されるびわ湖環境ビジネスメッセで啓発を行うことなどにより、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車、充電インフラ等の普及促進に努めました。また、日産自動車株式会社様より、貸与いただいた2台の電気自動車を公用車として活用し、民間事業者との連携・協力を得て普及に取り組みました。

平成29年9月時点における県内の充電設備一覧



二酸化炭素吸収源としての森林

<森林政策課>

森林は、二酸化炭素の吸収や炭素の貯蔵を通じて、地球温暖化防止に大きく貢献しています。平成9年(1997年)の「気候変動枠組条約第3回締約国会議」で採択された「京都議定書」の第1約束期間(平成20年(2008年)～平成24年(2012年))において、温室効果ガスの排出削減目標6%の内3.8%分を森林吸収量で確保することとされ、積極的な森林整備に取り組んできました。

続いて、第2約束期間(平成25年(2013年)～平成32年(2020年))が開始。さらに、平成27年(2015年)の「気候変動枠組条約第21回締約国会議」で採択された「パリ協定」や同年に気候変動枠組条約事務局へ提出した約束草案を踏まえた「地球温暖化対策計画」が平成28年(2016年)に閣議決定され、その中で平成32年(2020年)の削減目標3.8%減以上の内の2.7%分以上を森林吸収量で確保することを目標にされたこと等から、今後も間伐等の森林整備を適切に行い健全な森林の育成を推進していきます。

気候変動の影響に対する「適応策」の推進

<温暖化対策課>

本県では、農業分野においては、温暖化の影響に対応した水稻の品種である「みずかがみ」の栽培を推進し、自然災害分野においては、水害のリスクに対応した流域治水の取組を実施するなど、気候変動の影響に対応するための適応策を実施しています。

また、このような適応策の検討や実施を、あらゆる分野に広げていくため、本県における将来的な気候変化やそれによる影響評価の調査を実施し、庁内にて情報共有・適応策の検討を進めています。

さらに、県民や事業者等に向けても広く情報提供することにより、各主体による適応策の取組を促進しています。

■燃料電池自動車の普及

水素と酸素の化学反応によって発電したモーターを駆動させて走る燃料電池自動車は走行中にCO₂を排出しない、とてもクリーンな自動車です。低炭素化に向けた県庁率先行動の一環として、滋賀トヨタペット株式会社様から寄附いただいた燃料電池自動車を知事公用車として活用するとともに、びわ湖環境ビジネスメッセ2016で出展するなど、燃料電池自動車等の普及促進に努めています。

●エコドライブの推進

自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るため、自動車・運輸関係団体と連携し、エコドライブ講習会を開催するなど、エコドライブ(環境に配慮した自動車の運転)やアイドリング・ストップの実践のための普及・啓発に努めています。



適応策を普及するためのパンフレット

● 農業・水産業からの温暖化対策 <農政課>

本県農業において、水稻の高温障害をはじめ、病害虫の多発、生育時期のずれなど、地球温暖化の影響と考えられる現象が発生しています。また、低炭素社会の実現に向け、農業・水産業分野においても取組が求められています。

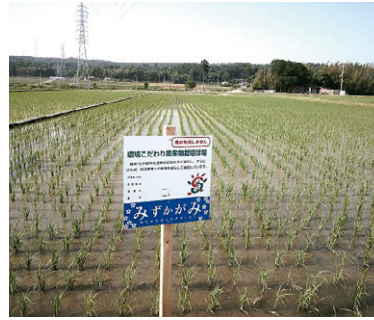
そのため、平成23年（2011年）3月に策定した「農業・水産業温暖化対策総合戦略」に基づき、温暖化対策を進めてきました。

しかし、近年、農業・水産業を取り巻く状況は変化しており、将来の影響予測等を踏まえた的確な対応が必要です。

このため、総合戦略を見直し、緩和・適応策の着実な推進に向け平成29年（2017年）3月に「農業・水産業温暖化対策行動計画」を策定し、本県農業・水産業の持続的な発展を図るとともに、低炭素社会の実現に貢献できるよう取り組んでいます。

平成29年度の主な関連事業

- 1 農業・水産業温暖化対策推進事業（農政課）
（研修会の開催）
- 2 飼料自給率向上対策事業（畜産課）
- 3 県営農村地域再生可能エネルギー施設整備事業（農村振興課）
- 4 しがの水田フル活用推進事業（農業経営課、農業技術振興センター）
- 5 みんなが育てる「みずかがみ」ブランド支援事業（農業経営課）



みずかがみの看板と栽培ほ場



みずかがみパッケージ

「しがエネルギービジョン」の推進

<エネルギー政策課>

● 基本理念・基本方針～4つの柱～・基本目標

エネルギーを巡る新たな状況変化に的確に対応しながら、「原発に依存しない新しいエネルギー社会」の構築に向けた長期的、総合的かつ計画的なエネルギー政策を推進するため、平成28年3月に策定しました。

現世代はもとより、将来世代も持続的に実感できる「新しい豊かさ」をエネルギーの分野から実現するため、原発に依存せず、「社会」「環境」「経済」の各側面からの要求をも同時に満たす、持続可能な新しいエネルギー社会を創造し、地域主導によるエネルギーシフトに向けたローカル・イノベーションを創出します。

■ 基本理念

『原発に依存しない新しいエネルギー社会の実現に向けて』
～地域主導によるエネルギーシフトに向けたローカル・イノベーション～

- 隣接する若狭地域に原発が集中立地
- 県民、琵琶湖、山林を預かる本県
- 既設原発の老朽化に伴う廃炉も想定

- 東日本大震災に伴うエネルギー問題
- 地球温暖化の進行
- 人口減少社会の到来

将来世代も持続的に実感できる「新しい豊かさ」をエネルギーの分野から実現

原発に依存しない新しいエネルギー社会



基本方針 ～4つの柱～

● エネルギーを『減らす』

省エネ行動の実践や、省エネ性能が高い機器の使用、住宅や建物の省エネルギー性能を高めるなど、省エネルギー・節電を推進

● エネルギーを『創る』

太陽光、小水力、バイオマスなど再生可能エネルギーを家庭や事業所、地域等で導入促進

● エネルギーを『賢く使う』

天然ガスコージェネレーションや蓄電池の普及、地域内でエネルギーを融通するスマートコミュニティの構築など、エネルギーの効率的な活用を推進

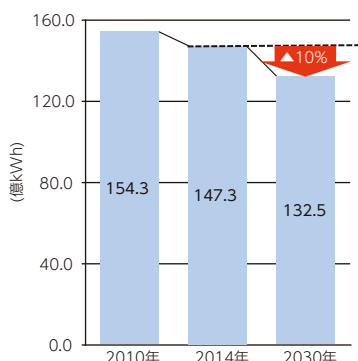
● 3つの取組を『支える』

本県に集積するエネルギー関連産業の振興や、産学官によるエネルギー関連の技術開発を促進

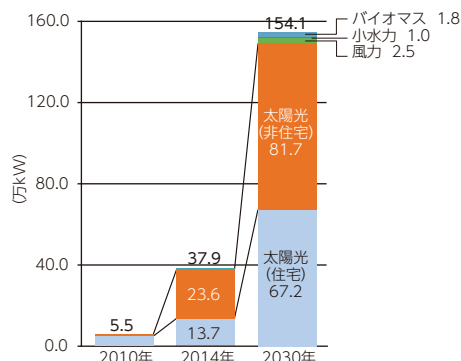


基本目標 (2030年)

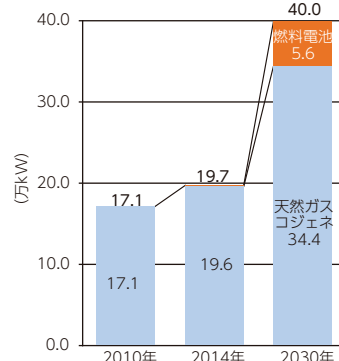
① 電力消費量の削減 ▲10%



② 再エネ導入 154万kW

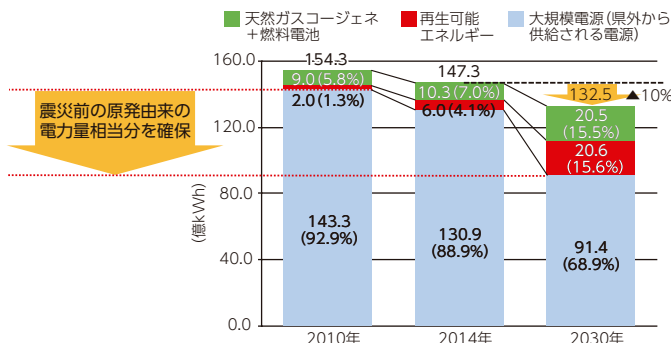


③ コージェネ等導入 40万kW











電力供給量の内訳

- 分散型電源 (県内で供給される電源) 【構成比：31.1%】
 - 再生可能エネルギー (15.6%)
 - コージェネ・燃料電池 (15.5%)
- 大規模電源 (県外から供給される電源) 【構成比：68.9%】 ※36%減 (2010年比)
 - ⇒ 東日本大震災前の原発由来の電力量相当分を省エネと分散型電源で確保



● 8つの「重点プロジェクト」

平成28年度から平成32年度までの5年間で重点的に取り組むべき県の施策の展開方向等を示しています。

基本方針（4つの柱）	8つの重点プロジェクト
●エネルギーを『減らす』 《省エネルギー・節電の推進》	(1) 省エネルギー・節電推進プロジェクト ・省エネ型ライフスタイル、省エネ機器使用等 
●エネルギーを『創る』 《再生可能エネルギーの導入促進》	(2) 再生可能エネルギー総合推進プロジェクト ・太陽光発電、再生可能エネルギー熱 
	(3) 小水力利用促進プロジェクト ・農山村地域における小水力発電等 
	(4) バイオマス利用促進プロジェクト ・木質バイオマスや廃棄物のエネルギー利用 
	(5) エネルギー自治推進プロジェクト ・地域での取組推進、災害対応強化 
	(6) エネルギー高度利用推進プロジェクト ・天然ガスコジェネ・燃料電池、次世代自動車 
●エネルギーを『賢く使う』 《エネルギーの効率的な活用の推進》	(7) スマートコミュニティ推進プロジェクト ・地域の実状に応じたスマートコミュニティ構築 
	(8) 産業振興・技術開発促進プロジェクト ・産学官連携によるエネ関連技術開発等 
●3つの取組を『支える』 《エネルギー関連産業の振興、技術開発の促進》	

エネルギー政策の推進

● 新しいエネルギー社会づくりの総合推進

〈エネルギー政策課〉

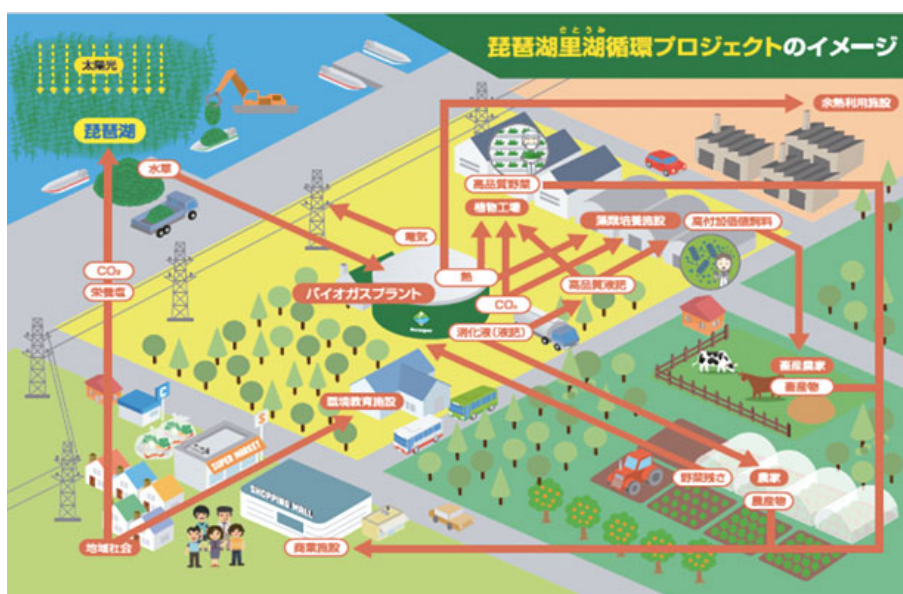
原発に依存せず、社会（災害等のリスクに強い社会）、環境（低炭素社会）、経済（地域内経済循環による地方創生）の調和した持続可能なエネルギー社会の実現に向けては、あらゆる主体が参画し、県民総ぐるみで取り組んでいくことが重要です。

そこで、地域主導によるエネルギーシフトに向けたローカル・イノベーションを創出するための総合的な推進体制のもと、県民の参画や多様な主体との協働による取組の強化を図ります。

● エネルギー社会トップモデルの形成推進

〈エネルギー政策課〉

地域特性に応じた資源をエネルギーとして有効活用し、持続的かつ安定的なエネルギーとして利用する社会を構築することにより、災害等のリスクに強い安全・安心な社会や低炭素な社会の実現、地域の活性化、雇用の創出等につなげるため、民間事業者等による未利用エネルギー等を活用したモデル地域づくりに向けた取組を支援しています。



平成29年度滋賀県エネルギー社会トップモデル検討支援事業補助金採択事例
（琵琶湖里湖循環プロジェクト：太平洋セメント㈱、草津市）

●スマート・エコハウスの普及促進

＜エネルギー政策課＞

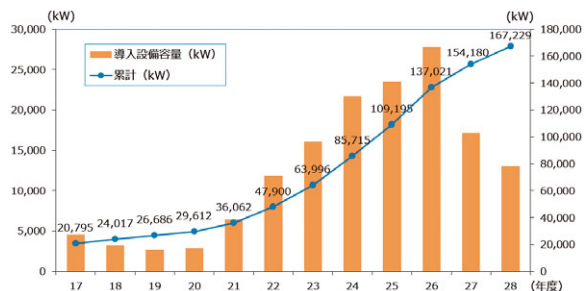
本県では平成17年度から、住宅用太陽光発電の余剰電力として売電をした電力量に応じて助成する全国初の取組を開始し、平成21年度からは住宅用太陽光発電の設置に対する補助を行っています。更に、省エネ製品の購入をあわせて促進することで、CO₂の排出・エネルギーの使用が少ない住宅の普及を図っています。

これまで本県の支援により、8,496件の家庭に太陽光発電や省エネ製品等が導入（うち、太陽光発電は35,868kW）され、県内の住宅用太陽光発電の普及率は平成28年度末で11.1%であり、全国で6位、近畿でトップとなっています。

今後は、更に家の断熱性能を高めたり、高性能な省エネ設備を導入し、年間の一次エネルギー消費量が正味（ネット）でゼロとなる住宅（ZEH：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及を目指します。

家庭においてエネルギーを「減らす」「創る」「賢く使う」取組を総合的に広めるため、平成29年度は、個人の既築住宅において太陽光発電や高効率給湯器、蓄電池等の「スマート・エコ製品」を設置される方を対象にした補助を実施しています。

◆住宅用太陽光発電システム導入状況



【出典】

- 平成17年度～20年度：一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会調査データ
- 平成21年度～25年度：住宅用太陽光発電補助金（J-PEC）交付件数
- 平成26年度～：FIT公表データ（10kW未満の新規・移行認定分）

●事業所における再生可能エネルギー等の導入促進

＜エネルギー政策課＞

固定価格買取制度（FIT制度）の開始以降、多様な業種の企業による再生可能エネルギー等の導入が進んでいます。

県では、中小企業等を対象として、再生可能エネルギー等の分散型エネルギーの導入を支援しています。



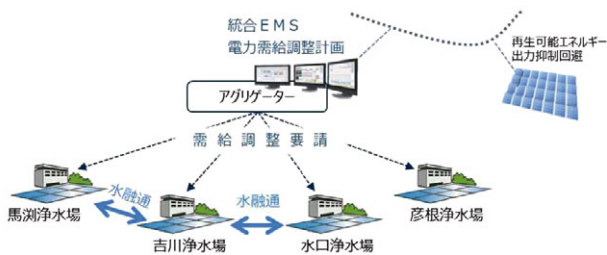
（株）水口テクノスの
廃食油専用温風機
【甲賀市：発熱量45,000kcal/h】

●企業庁浄水場のポンプ群制御によるアグリゲーター事業の検討・構築

＜エネルギー政策課・企業庁＞

企業庁浄水場のポンプ群の稼働データから水と電力の需要を予測し、統合制御することで拠出される需給調整力を小売事業者や系統運用者に提供し、その対価として

インセンティブを得るアグリゲーター事業の事業性を調査しています。



●農村地域における小水力発電^(※)等の導入促進

＜農村振興課＞

農村地域における再生可能エネルギーの活用は、施設の維持管理費の軽減や地域の活性化につながります。このことから、国の制度を活用し、農業用水路の落差を利用した小水力発電や揚水機場の



農業用水路の落差を利用した小水力発電
（長浜市 湖北土地改良区）

屋根等を利用した太陽光発電の導入を進めています。

平成28年度においては、小水力発電整備事業を2地区で実施し、2基（合計22kW）完成、1基整備中です。
※100kW未満であり「マイクロ水力」と分類される場合があります。

●県営姉川ダムにおける水力発電事業の開始

＜流域政策局＞

低炭素社会づくりに向けた再生可能エネルギーの導入促進のため、平成29年度より治水を主目的に建設・管理している姉川ダム（米原市曲谷）の維持放流水を有効に活用して民間事業者による新たな水力発電を開始しました。

水力発電所の出力は900kWであり、推定年間発電電力量は、一般家庭1,300世帯（米原市の1/10の世帯数）が1年間に消費する電力に相当する約4,700千kWhを見込んでいます。



●地域が主導するエネルギー自治に向けた取組支援

＜エネルギー政策課＞

地域の様々な取組主体が主導する形で再生可能エネルギー等の普及が進めば、地域に利益が還元され、地域の活性化にもつながることが期待されます。先進的な導入事例について、情報の収集と提供を行うほか、エネルギー自治の推進やエネルギー分野からの地域活性化を図るための地域団体等による主体的な活動を支援しています。